

令和7年8月22日

各位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 ビジネスサポート本部 木村 幸恵
(TEL:03-6843-1413)

ETFの約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ETF名称

1568_TOP I Xブル2倍上場投信
1569_TOP I Xベア上場投信
1579_日経平均ブル2倍上場投信
1580_日経平均ベア上場投信
1356_TOP I Xベア2倍上場投信
1360_日経平均ベア2倍上場投信
1469_J P X日経400ベア2倍上場投信 (ダブルインバース)

○変更内容およびその理由

変更の内容

「受益権の申込単位および価額」、「一部解約金の支払い」、「信託の一部解約」の条文において、基準価額の適用日、取得申込・一部解約請求の受付時限、取得申込・一部解約請求の受付の取り消し、取得申込・一部解約請求の受付停止期間及び解約金の支払日に関する規定の変更を行います。

理由

日本証券クリアリング機構における金銭型ETFの設定交換に係る清算制度改善に伴い、各営業日の一定の受付時限までになされた取得申込又は一部解約請求について当日中の約定を前提とする従来の運用から、翌営業日中の約定を前提とする運用に変更をする必要が生じました。よって、約定日が一日後ろ倒しになることに伴い、取得・一部解約時の基準価額の適用日、取得申込・一部解約請求の受

付に係る取消事由における基準日及び一部解約時の解約金の支払日についても同様に一日後ろ倒しにする必要が生じたことから、関連する規定について所要の変更を行います。

また、上記変更後の約定日は、既存の東証グロース250ETF（銘柄コード2516）における約定日と同じとなります。これを機に、計算期間終了直前の取得申込・一部解約請求の受付停止期間について既存の類似商品との平仄を合わせ、（受付停止の期間を現行より短縮することにより）利便性を高めるための規定の変更を行います。

あわせて、上述の取得申込または一部解約請求に係る受付時限を可能な限り後ろ倒しにして欲しいという指定参加者やマーケットメイカーからの要望を勘案し、当該受付時限に係る規定の変更を行います。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和7年9月12日

実施日 : 令和7年9月29日

以上

TOPIXブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後5時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受け付けることができるものとします。なお、午後5時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうも</u></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、<u>平成24年4月5日以降</u>、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後2時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受け付けることができるものとします。なお、午後2時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>販売会社は、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を</u></p>

<p>のとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないうち、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一部解約の実行の請求日(以下「解約申込日」といいます。)の午後5時までに、最低口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後5時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. 毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと</p>	<p>行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないうち、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、最低口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後2時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後2時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. 毎年3、6、9、12月の最終営業日</p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと</p>
--	--

<p>判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第1項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>委託者は</u>、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の<u>基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたもの</u>として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>解約申込日の翌営業日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第1項に規定する一部解約請求日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>販売会社は</u>、<u>当日</u>の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の<u>基準価額の計算日の前日</u>を一部解約請求日として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>一部解約請求の受付日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
--	--

TOPIXベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成24年4月5日以降、第7条第1項の規定により分</p>

<p>申込日の午後 5 時まで取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2 万口）以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 5 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日（決算日）の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間</p> <p>3. <u>毎年 3、6、9、12 月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第 1 項の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</u></p> <p>1. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</u></p> <p>2. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</u></p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第 38 条 一部解約金は、第 41 条第 1 項に規定する解</p>	<p>割される受益権を、取得申込日の午後 2 時まで取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2 万口）以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後 2 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間</p> <p>3. <u>毎年 3、6、9、12 月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第 1 項の受益権の価額は、<u>取得申込日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>販売会社は、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</u></p> <p>1. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</u></p> <p>2. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</u></p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第 38 条 一部解約金は、第 41 条第 1 項に規定する一</p>
--	---

<p>約申込日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 41 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第 41 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、<u>一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後 5 時までに、最低口数（2 万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 5 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日（決算日）の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間</p> <p>3. <u>毎年 3、6、9、12 月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第 1 項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>委託者は、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</u></p> <p>1. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</u></p>	<p>部解約請求日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 41 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第 41 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数（2 万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 2 時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 2 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間</p> <p>3. <u>毎年 3、6、9、12 月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第 1 項に規定する一部解約請求日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、<u>販売会社は、当日の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</u></p> <p>1. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</u></p>
---	--

<p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に<u>一部解約の実行の請求を受け付けたものとして</u>、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>解約申込日の翌営業日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の<u>前日</u>を一部解約請求日として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>一部解約請求の受付日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
--	--

日経平均ブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後5時まで取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、<u>午後5時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前</u></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成25年5月9日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の午後2時まで取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができます。なお、<u>午後2時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p>

<p>から起算して5営業日以内)</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する解約申込日から起算して、原則として、<u>5営業日目から</u>受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、<u>一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時ま</u></p>	<p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日の</u>取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の</u>午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の</u>午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>一部解約請求日から</u>起算して、原則として、<u>4営業日目から</u>受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者</u></p>
---	--

<p>でに、最低口数（2 万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 5 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. ファンドの計算期間終了日（決算日）の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間</p> <p>3. 毎年 3、6、9、12 月の最終営業日の前営業日</p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第 1 項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け</p>	<p>の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 2 時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 2 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. 毎計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間</p> <p>3. 毎年 3、6、9、12 月の最終営業日</p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第 1 項に規定する一部解約請求日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日</u>の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け</p>
---	--

<p>付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>解約申込日の翌営業日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の前日を一部解約請求日として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に一部解約請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
---	--

日経平均ベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後5時</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受け付けることができます。なお、<u>午後5時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、<u>平成25年5月9日以降</u>、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後2時</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数以内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受け付けることができます。なお、<u>午後2時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p>

<p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後5時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前</p>	<p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日の取得申込</u>の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>一部解約請求日</u>から起算して、原則として、<u>4営業日目</u>から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後2時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後2時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</p>
---	--

<p>から起算して5営業日以内)</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第1項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとしします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に<u>一部解約の実行の請求を受け付けたもの</u>として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>解約申込日の翌営業日の基準価額</u>を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第1項に規定する一部解約請求日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日</u>の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとしします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の<u>前日</u>を一部解約請求日として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>一部解約請求の受付日の基準価額</u>を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
---	--

TOPIXベア2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後5時まで</u>に取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の<u>範囲内</u>の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、<u>午後5時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>取得申込日の翌営業日の午後立会</u>が行なわれないとき、もしくはは</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、<u>平成26年5月29日以降</u>、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後2時まで</u>に取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数<u>以内</u>の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、<u>午後2時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日の取得申込</u>の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の午後立会</u>が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p>

<p>停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後5時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p>	<p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</u></p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数（2万口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後2時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後2時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p>
---	--

<p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第1項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に<u>一部解約の実行の請求を受け付けたもの</u>として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に解約申込日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第1項に規定する一部解約請求日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日</u>の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦ <略></p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の<u>前日</u>を一部解約請求日として、第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に一部解約請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
---	--

日経平均ベア2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後5時</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の<u>範囲内</u>の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるも</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、<u>平成26年11月11日以降</u>、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後2時</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数<u>以内</u>の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受</p>

<p>のとします。なお、午後 5 時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌営業日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>取得申込日の翌営業日の午後立会が行なわれな</u>いとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>取得申込日の翌営業日の午後立会終了時</u>における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から</u>受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機</p>	<p>付けることができるものとします。なお、午後2時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記1号から4号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込日の基準価額</u>とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日の取得申込の</u>受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の午後立会が行なわれな</u>いとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の午後立会終了時</u>における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から</u>受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清</p>
--	--

<p>関が負担する場合には、受託者は、第 41 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>委託者に対し、一部解約の実行の請求日 (以下「解約申込日」といいます。)</u>の午後 5 時までに、<u>最低口数 (2 万口) 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 5 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日 (決算日) の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内 (ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内)</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前 5 営業日間</u></p> <p>3. <u>毎年 3、6、9、12 月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第 1 項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</u></p> <p>2. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引</u></p>	<p>算機関が負担する場合には、受託者は、第 41 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数 (2 万口) 以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後 2 時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 2 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前 5 営業日間</u></p> <p>3. <u>毎年 3、6、9、12 月の最終営業日</u></p> <p>4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、<u>第 1 項に規定する一部解約請求日の基準価額</u>とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、<u>当日の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</u></p> <p>1. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</u></p> <p>2. <u>当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは</u></p>
--	---

<p>数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦～⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>解約申込日の翌営業日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>は一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦～⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>一部解約請求の受付日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
---	---

J P X日経400ベア2倍上場投信（ダブルインバース）

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後5時</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(5千口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受け付けることができます。なお、<u>午後5時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</u></p> <p>4. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>6. なお、上記1号から5号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、<u>平成27年8月24日以降</u>、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の<u>午後2時</u>までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(5千口)以上かつ委託者が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受け付けることができます。なお、<u>午後2時以降</u>の取得申込については翌営業日の取得申込として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p>3. <u>毎年3、6、9、12月の最終営業日</u></p> <p>4. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>6. なお、上記1号から5号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③ <略></p>

<p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する解約申込日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（5千口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後5時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算</p>	<p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、<u>当日</u>の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する<u>一部解約請求日</u>から起算して、原則として、<u>4営業日目</u>から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② <略></p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、<u>最低口数（5千口）以上かつ委託者が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後2時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後2時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。</p> <p>1. <u>毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで</u></p>
---	---

<p>日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. 毎年3、6、9、12月の最終営業日の前営業日</p> <p>4. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>6. なお、上記1号から5号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、第1項に規定する解約申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>解約申込日の翌営業日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦～⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>解約申込日の翌営業日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>	<p>2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>3. 毎年3、6、9、12月の最終営業日</p> <p>4. 受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>6. なお、上記1号から5号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>③～④ <略></p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、第1項に規定する一部解約請求日の基準価額とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、原則として、委託者は、<u>当日</u>の一部解約請求の受け付けを中止、当日の一部解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>⑦～⑨ <略></p> <p>⑩ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に<u>一部解約請求の受付日</u>の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。</p>
---	--